

# 金融詐欺等にご注意ください。

平成 23 年 10 月

最近、ダイレクトメール、電話、Eメール等で警察官、金融庁、銀行協会、証券会社等の職員を装った者が「キャッシュカードが偽造されている。」「キャッシュカードを交換する。」等の偽った内容を告げて、口座情報やキャッシュカード等をだまし取ろうとする者がいるとの情報が寄せられております。

当社におきましては、下記の行為は禁止されておりますので、当社の社員が、お客様に対して、以下の事を行ったり、お願いすることはございません。被害に遭わないために、不審な連絡等につきましては十分ご注意ください。

- ① ご使用中のカードの暗証番号やキャッシュカードをお預かりすること。
- ② 私製の受領証や名刺等を用いて、お客さまから現金をお預かりすること。
- ③ 当社名義（相生証券本店及び営業所）以外の口座への送金を依頼すること。
- ④ 正規のお取引口座に記録されない取引や、お取引口座以外の口座での取引を勧誘すること。
- ⑤ お客さまとの間で金銭の貸借をおこなうこと。

- ・電話等で上記のような連絡があった場合には、カードの暗証番号等の個人情報を伝えたり、現金を預けたり、送金することは絶対におこなわないでください。
- ・ご不審な点がございましたら、すぐにご家族にご相談されるか、あるいは当社、管理部（TEL 0791-22-1227）までお問い合わせください。

相生証券株式会社